

(別紙)

通学路における合同点検の業務について

1 実施対象

市内の公立（国立）小中学校の通学路（全18校）

2 実施期間

下記3（1）から（4）については、毎年8月末までに実施する。

3 実施内容

（1）学校による危険箇所の抽出

学校は、保護者・自治会・CS等の協力を得て通学路の点検を実施し、交通安全・防犯・防災の全ての観点から危険箇所を抽出する。

抽出した危険箇所について、学校として判断する危険度・合同点検の要否等を整理する。

○学校が教育委員会へ提出する資料

- ・通学路危険箇所調査表
 - ・写真データ（危険度が「A」または合同点検の要否が「○」の場合）
- ※「A」「○」以外を選択した場合は、合同点検の危険箇所対象としない。

（2）合同点検会議の開催

市教育委員会は、学校・道路管理者・警察等の関係者と合同点検会議を開催し、危険箇所に対する安全対策を協議する。

○危険箇所の状況や危険度等必要に応じて、現地立会を実施する。

（3）対策案の作成

市教育委員会及び学校は、対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署等と連携・協力の上、地元住民との調整を図り、対策案を作成する。

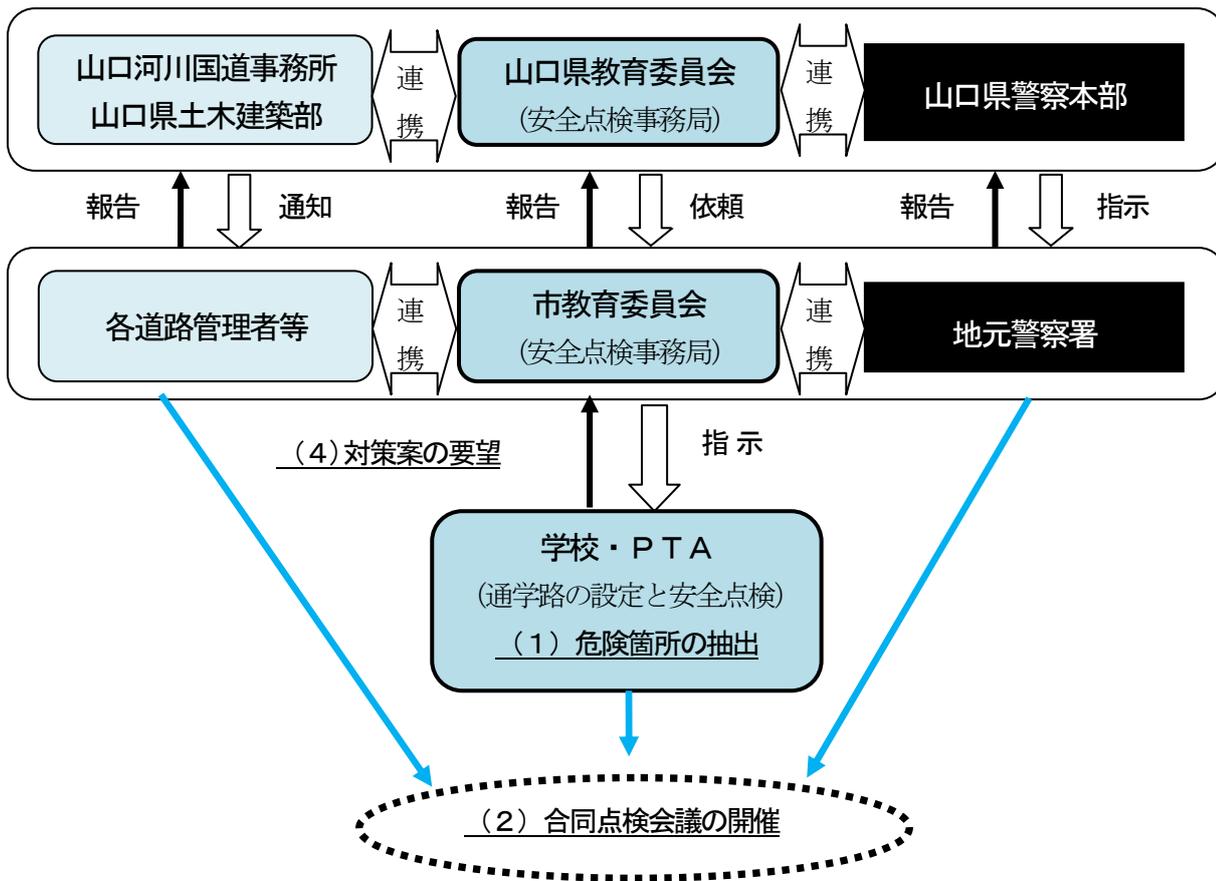
（4）対策案の要望

市教育委員会及び学校は、作成した対策案について、道路管理者及び地元警察署等に対して要望を行う。

（5）対策の実施

市教育委員会・学校・道路管理者及び地元警察署等は、対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、市教育委員会及び学校は、保護者・地元住民等と連携を図るものとする。

通学路における合同点検の流れ



学校・道路管理者・地元警察等関係機関

(3) 対策案の作成

- 道路交通環境の改善
- 交通指導取締
- 通学路の変更
- スクールガード等による
見守り活動の重点化 等
- 注意喚起

(5) 対策の実施